

# 麻島昭一著『戦前期信託会社の諸業務

——金銭信託以外の諸信託の実証的研究』

山田 昭

## 1. はじめに

本書は、著者・麻島昭一教授の多年にわたるわが国信託業史研究を前進・深化させた著書である。麻島教授が『日本信託業発展史』(1969年)、『住友信託銀行五十年史』(1976年)ほか多数の論文を通じ、日本の信託会社について実証的研究を進めてこられたことは周知のことである。

本書は、著者のこれまでの信託会社研究の中の欠落部分について「結末をつけておきたい」(本書「はしがき」)との考えのもとに、戦前期信託会社の業務内容を解明することによって、信託会社の意義を再検討し、わが国信託会社史の研究を深化させることを目的としている。この研究はトラスト60の助成を得て進められ、その成果は以下の四つの論文としてまとめられたが、本書はこれらの論文と新たに執筆された部分をもって構成されている。

- (1)「戦前期都市大信託会社の有価証券信託—住友信託東京支店の事例による実証的研究」『専修経営研究年報』16集, 1992年
- (2)「戦前期地方信託会社の有価証券信託—秋田, 近江信託の事例による実証的研究」『専修経営学論集』55号, 1992年
- (3)「戦前期信託会社の金銭債権信託—住友信託・近江信託の事例による実証的研究」『専修大学経営研究所報』101号, 1992年
- (4)「戦前期信託会社の不動産信託—住友, 秋田, 近江信託の事例による実証的研究」専修大学『社会科学年報』29号, 1995年

本書は副題に示されるとおり「金銭信託以外の諸信託」に関する信託会社業務の研究で、金融仲介業者としての信託会社業務ではない、いわゆる固有信託とこれに付随する

業務についての考察である。考察対象は、信託会社の本来的な業務でありながら、傍役的な存在としてこれまでほとんど研究がなされなかった領域である。著者は「日本信託業史研究において、これまで気になっていた欠落部分を埋めることができ、また一步終着点に近づくことができたことを喜」んでおられるが、このような未開拓の分野に照明が当てられ、貴重な研究業績が得られたことは、信託研究者にとってもまことに喜ばしいことであり、著者のご努力とこの研究を助成したトラスト60に深い敬意を表するものである。

## 2. 内容紹介

### (1) 本書の構成

本書の内容にはいるまえに、本書の構成と視点について触れておきたい。本書は以下の7章から成っている。

序章 本書の課題と分析方法

第一章 有価証券信託（その一）—都市大信託会社の事例

第二章 有価証券信託（その二）—地方信託会社の事例

第三章 金銭債権信託

第四章 不動産信託・不動産代理業務

第五章 担保附社債信託

終章 諸業務の意義

以上の各章は、序章と終章を除き、末尾にその章の考察結果をまとめた「小括」が付されている。

### (2) 「序章 本書の課題と分析方法」

本章では、本書の課題を明示するとともに、研究対象と分析方法が概説されている。

まず本書の課題は、戦前期のわが国信託会社について、金銭信託以外の諸業務の実態を一次資料に依拠して解明することである。ここでの戦前期とは信託二法の成立後第2次世界大戦終了までの間を指す。また対象業務は、重要性と資料的制約から、有価証券信託、不動産信託、金銭債権信託、担保附社債信託、不動産代理業務の五つに絞られている。信託業務としては、ほかに動産信託、地上権の信託、土地賃借権の信託があり、また付随業務として、証券代理業務や遺言執行業務、会計検査業務などがあるが、実績に乏しく、かつ内容を示すだけの材料が見当たらないとして本書の対象から外されている。

## 文 献 紹 介

本書では、著者がかつて全巻を執筆した『住友信託銀行五十年史』で未使用だった内部資料が用いられているほか、秋田信託と近江信託の内部資料をもとに分析が進められており、都市大信託会社と有力地方信託会社の事例を通じて、金銭信託以外の諸業務の実態と信託会社経営上の意義が追究されている。

信託業務の実態は統計数字による把握のみでは不透明であるとし、本書の分析方法は、個別信託会社の帳票類を手がかりとして、委託者や委託財産、委託財産の運用状況などの具体的事情を把握し、そのうえで全体的な姿を描き出すこととしている。なお帳票は元帳ではなく記入帳に代表される補助帳簿であるが、この補助帳簿をもとに工夫をこらして、委託者、委託財産の姿、信託契約の内容を究明する努力がなされている。また対象業務が日本信託業の中で占める位置を概観したうえで、個別信託の位置付けに進み、さらに本支店別に分類するという枠組みで分析が行われているが、このような分析方法はまことに精緻であり、かつ周到な研究手法と評することができよう。

### (3) 「第一章 有価証券信託 (その一) —都市大信託会社の事例」

本章は住友信託の有価証券信託に関する考察である。住友信託は四大財閥系信託会社でありかつ大都市に所在する信託会社であるから、都市大信託会社の有価証券信託の性格を展望することができると思われる。

有価証券信託のうち処分信託の実例はほとんどないので、管理信託と運用信託の二つが考察の対象とされている。有価証券信託は1929—1933年の低迷のあと、戦時体制にはいるころから金銭信託を凌駕する活況をみせたのち、太平洋戦争にはいる前から減少に転じているが、本章での対象は戦時体制期直前までで、戦時体制下の急増は含まれていない。

著者は営業店別、金額別、期間別に分けて店別特性を明らかにしたうえで、管理信託と運用信託の推移を追っているが、精緻な分析には感服させられる。本章の中で興味をひくものの一つは委託者に関する記述である。住友信託東京支店の管理信託は海軍共済組合分が圧倒的に多く、個人は近衛文麿分は別格として概して受託高が小さい。受託銘柄は公債と株式で、多くが株式であるが（海軍共済組合はほとんどが地方債）、銘柄数は多くないので、所有証券の管理能力不足のために管理信託が利用されたとはいいいくいとされている。ただ後見人や親権者が設けられているケースがあり、これらは信託本来の機能として活用されたものと指摘されている。なお近衛文麿からの受託は株式のみで31銘柄もあるので管理信託を利用する要件を備えていたといえる。信託報酬率は委託者により格差があり、大口個人客である近衛文麿の場合10,000分の2と低率で、海軍共

済組合は10,000分の1とさらに低率である。

運用信託では保険会社とくに生命保険会社が大きな比重を占めているが、住友財閥系でない安田生命と三井生命からの受託があり、個人客でも他財閥系の人物からの受託があったことは注目される。受託銘柄は公社債のみで、貸付先は少数会社に限定されているが、貸付先における借入有価証券の使途が明らかでないのは、本業務の実態解明のうえで残念である。

有価証券信託の信託会社経営上の意義を把握するために有価証券信託の信託報酬の貢献度をみると、1929年6月—1937年11月の8年間の住友信託東京支店の信託報酬額は同社全体の1.1%にすぎない、しかし信託報酬自体の貢献度は小さくても、他業務との関係密着化や多角的取引の一環としての意義はありうると著者は述べている。

#### (4)「第二章 有価証券信託(その二)—地方信託会社の事例」

本章は戦前期における地方信託会社の有価証券信託の実態を明らかにすることが目的である。都市大信託と地方信託では委託者や業務への取組姿勢が異なるのではないかとの問題意識から出発し、一次資料の得られた秋田信託と近江信託を対象に分析されているが、資料上の制約から「委託者と信託内容の特徴」に限定して考察が進められている。

著者は、まず日本信託業における地方信託の地位を把握したうえで、個別の地方信託の動向を検討したのち、秋田信託と近江信託はともに有価証券信託の少ない方のグループに属しているとする。

秋田信託は不動産信託の比重が大きく、不動産が農地であるところに特色がある。秋田信託の有価証券管理信託は総じて委託高は小規模であるが、信託期間は長期で受託証券はおもに国債と株式であり、信託報酬率もあまり高くない。運用信託は管理信託より口数が多く、期間は短期のものが多。受託証券は国債が圧倒的に多く、低利回りの国債を運用信託によって向上させようとする姿勢がみられる(この点は都市大信託も同じ)。委託者には大地主等の大資産家が少なく、地元の大資産家層は有価証券信託を利用せずに自ら財産管理をしていたと著者は推定している。

近江信託の有価証券信託は戦時体制期に急増しており、とくに運用信託の著増が目立つ。受託証券は管理信託の場合はほとんど株式で、運用信託は国債が8割を占めている。近江商人の地であるが委託者に高名な資産家はおらず無名の人たちで、同社の親銀行が委託者になっているのが特徴の一つだとされている。

以上の3社の事例をもとに有価証券信託を総括すると、金銭信託には遠く及ばないに

## 文献紹介

しても、有価証券信託業務はかなりの規模で展開されたと結論づけられており、残された問題は有価証券信託の委託者が他業務の顧客でもあったか否かの解明であるとされている。なお他人のための財産管理として信託が利用されたかにつき、前記の住友信託における後見人、親権者のついた委託例はあるものの、これは少数例であり、大多数は利殖目的の自益信託であったとされている。

### (5) 「第三章 金銭債権信託」

営業信託では金銭債権も受託できる財産権の一つであるが、主力業務として認識されていない。信託会社の性格上、本来は金銭信託とこれに伴う金融仲介業務よりも、有価証券や不動産などのモノの信託、金銭債権などの信託こそ積極的に取り扱うべき対象であるはずである。著者は金銭信託以外の信託の未発達こそ問題にされてよいと述べているが、筆者も同感である。本章は日本信託業の主流から外れていた金銭債権信託業務の内容と意義を実証的に把握し、日本信託業史の空白を埋めることを目的としている。

日本信託業における金銭債権信託の推移をたどると、大正末期から昭和初期にかけて信託株式会社大信社（以下信託大信社と略称する。）が整理、清算に関する貸付金を積極的に受託したためかなり伸長したもののその後は急減し、1930年代後半以降生命保険信託の取扱い開始に伴って増加に転じるが、信託財産中に占める比重はすこぶる低いままに推移した。

信託大信社の金銭債権信託は、被整理銀行会社が委託者となり、その銀行会社に対する債権者を受益者とする信託で、信託目的は受益者（債権者）に債務を弁済させることにある。銀行清算の場合は貸付金債権が信託財産の中心を占めるから、信託大信社では信託財産の三分の二が貸付金債権である金銭債権によって占められることになった。信託された貸付金債権の回収は困難を極めたであろうが、金銭債権信託の残高は1928年までに大きく減少し、回収が進んだことを物語っている。このユニークな信託会社は親銀行である大信銀行の破綻に伴い経営不振となり1934年に廃業した。

信託大信社以外の金銭債権の中味は、受取手形、寄付金契約債権、預金債権等で、預金債権は休業銀行に対するものである。金銭債権信託の実用性は不良債権についてこそ大きいですが、信託法上訴訟信託が禁止されているため、紛争の起こるような金銭債権の信託は引き受けないのが一般的であるから、金銭債権信託の伸展可能性は小さい。

いまひとつの金銭債権信託である生命保険債権信託は、金銭債権の伸悩みから保険金を金銭信託に吸引することを狙ってはじめられたものであるが、戦時体制にはいるまではあまり発展しなかったといわれる。戦時体制下で生命保険信託は急増するが、その中

で住友信託の激増ぶりが目立つ。住友信託急増の理由は住友財閥内の特殊事情が反映しているといわれる。すなわち、住友合資会社が(株)住友本社に改組したさい、退職金を保険証券の形で支払う例が多く、これが生命保険信託に結びついたといわれる。

生命保険があまり発展しなかったのは保険料の財源と関係があり、完全な財源つきの生命保険信託を行いうるのはよほどの財産所有者に限定されるし、金銭信託に財源を求める場合も金銭信託の最低預託額(500円)をクリアしなければならないなどから、結果的に富裕な階層に限定されたことによるとされている。

住友信託の「金銭債権ノ信託(生命保険債権)記入帳」から分析された結果では、受領保険金はすべて指定金銭信託として運用することが予定されているが、保険料については戦時体制下では無財源のものが微増している。受領保険金の金銭信託への信託期間は2年間で圧倒的に多く、戦後まで持ち越されたものはインフレのために中途解約が続出した。委託者中の大口先は自ら事業を営み、かなりの資産をもつ階層で、住友一族からの委託は意外に小額であった。

地方信託会社の中で「金銭債権ノ信託記入帳」が入手できたのは近江信託であるが、そのすべてが生命保険信託であった。近江信託の場合も生命保険信託は戦時体制にはいつてから増加しているが、委託者に著名人は少なく、受領保険金の信託期間は2年が圧倒的であった。

著者は生命保険信託につき次のように小括している。第一は生命保険信託には他の信託にない特有の性格がある。ひとつは保険金受領時期が不確定のため期間の定めがないものが多いことであり、いまひとつは当初受託額と保険金額とに大きな格差が存することである。受託額が保険金の数分の一というのも珍しくなく、受託高が財産の実態を必ずしもあらわしていない。第二は信託報酬水準が低く業務としての収益性が低いことである。第三は保険金を金銭信託として受け入れることが狙いであるにもかかわらず、保険契約が途中で解約され、その結果金銭信託への保険金の入金期待できなくなった事例がかなり多いことである。著者は、信託業者の生命保険信託への期待は必ずしも満たされなかったと述べている。

#### (6)「第四章 不動産信託, 不動産代理業務」

本章は不動産信託と付随業務としての不動産代理業務を包括した不動産業務についての考察であるが、問題意識としては、ひとつがわが国不動産業との関係で、信託会社が不動産業界ではたした役割であり、いまひとつは付随業務としての不動産代理業務と不動産信託との関係である。

## 文 献 紹 介

使用資料は、不動産信託については、住友信託の「土地及其ノ定著物ノ信託引受物件明細帳」、秋田信託の「信託不動産記入帳」、近江信託の「土地及其定著物ノ信託記入帳」で、不動産代理業務については、住友信託東京支店の「受任不動産記入帳」と「貸渡土地台帳」で、ここでは不動産管理の考察にとどまるものの、不動産信託業務と不動産代理業務との比較可能性があるとされている。

著者は日本信託業における不動産信託の考察からはじめる。不動産信託は大正末期には信託財産の3～4%の比重を占めたが、傾向として低下をつづけた。顧客はごく少数の資産家層で、金銭信託の顧客層よりかなり上層とはみられるものの、不動産信託の絶対額が増大するにつれ、それまでの大口資産家より相対的に小口の資産家が顧客となってきたと推定している。

著者によると、わが国の不動産信託には特殊事情が存在するという。それは第一に小作争議のトラブルを回避するため農地の信託が行政指導により抑制されたといわれてきたことである。土地の大部分を占める農地が対象から除かれれば不動産信託の発展可能性は小さくならざるを得ない。しかし秋田信託では農地信託の事例が少なくなく、通説に反する事実がみられる。第二は不動産信託における登録税負担が重いため信託の意欲が阻害されることである。第三は不動産信託は管理コストが高いため受託採算が低いことである。

以上の一般的考察をもとに個別の信託会社事例の考察にはいる。まず住友信託本店における不動産信託は大部分が自益信託で、委託者は一応管理能力をもちながらも何らかの理由で信託するケースであるが、後見人や親権者つきのケースもあり、財産管理能力の欠如ないし不足のための委託もかなりあることも示されている。信託目的は管理目的が約7割で、残余は管理と処分目的である。期間は多くが3年、5年であるが、満期に延長、更新の例が多い。信託報酬率は信託された不動産価額方式であるが報酬率は区々で大口先には低率でサービスしていたとみられる。物件は市街地の土地・建物がセットになったものが通例で貸地・貸家の可能性が大きい。大口委託先の場合、遠隔地の物件のほかに近隣物件もあり、これらも賃貸と想像されるものが多い。

秋田信託は地方信託会社中、不動産信託が最多の信託会社で、昭和初期は不動産信託の比重が大きかったが、その後低下していった。秋田信託の不動産信託の物件は田・畑・山林が多いが、これら農地は終了までの間に追加や一部解約がかなり頻繁なケースがみられ、農地の所有関係の変動を示唆している。農地を受託した受託者が小作人などのように対応していたかは興味ある問題であるが、帳簿からは判明しない。大口委託者に

著名な大地主が少ないのは意外である。

近江信託は不動産信託の比重の小さい信託会社であり、委託者は1929—42年の間でわずかに16人にすぎない。物件は市街地の宅地・建物が主であるが、若干ながら農地信託の例もみられる。また16人中7人は親権者・後見人・財産管理者などが設けられている。

次は不動産代理業務であるが、ここでは住友信託東京支店の不動産管理課が取り扱った事例に即して考察がなされている。

まず委任者は本人が多いが、親権者も若干名いる。多くは東京市内在住者であるが、遠隔地の在住者からの依頼もある。委任期間は意外と短かく契約を更新し結果として長くなる例が多い。受任物件は宅地が圧倒的だが、田・畑・山林もわずかながらある。物件の所在地はほとんどが東京市内である。大口委託者には著名な資産家が多く、なかでも近衛文麿は抜群の大口先である。手数料は賃貸収入基準と月決め定額の二つで、不動産信託のように信託価額基準でないから、大きな物件だと信託するより負担が軽減されるし、所有権移転のための費用も不要である。「土地貸渡台帳」をみると、名家、資産家は住宅・事務所などの用途で賃貸する実務を信託会社に依頼していたとみられる。著者は資産家階層のための不動産運用に信託会社が一役買っていたと述べている。

#### (7) 「第五章 担保附社債信託」

担保附社債信託は信託会社の重要な業務の一つで、昭和戦前期、四大財閥系信託会社は興銀・三井銀行に次ぐ第三勢力を形成していた。本章は個別事例を通じて、公表されていない本業務の具体的な姿を解明することを目的としている。

著者は、住友信託の「担保附社債信託契約台帳」をもとに担保附社債信託13件につき①社債発行会社と取扱店②発行条件③担保④信託報酬⑤元利取扱場所・引受先・売出し⑥事務の実状の各々につき分析しているが、このなかで、目につくものをいくつかあげてみよう。

まず受託者の変更が少なくないことで、著者も述べているように受託競争の結果を反映したものであろう。発行条件については償還にさいし低利への乗換え、長期化の例がみられる。担保掛目は先順位債権が不明のため不詳である。信託報酬率は社債現存額に対し100円につき15銭の割が圧倒的である。13件の担保附社債信託はすべて住友信託の単独受託であるが、引受けについてはすべて共同引受けとなっており、引受先は元利払いの取扱いを兼ねるのが通例である。

#### (8) 「終章 終業務の意義」

ここでは以上考察しての、あるいは言及できなかった論点が述べられている。

## 文 献 紹 介

第一は各信託業務の異質性である。信託は個別の業務に質的な差異があるので、異質の信託業務を合計して信託財産とすることは問題であるとされている。とくに金銭信託と金銭信託以外の信託を一括して信託財産と表示することの妥当性が問われているが、この指摘はまさに正鵠を射たものと評すべきであろう。信託財産の種類別異質性の問題は、信託業務の採算性、収益性とも関連してくる。金銭信託以外の信託は信託報酬を支払ってまで個別的必要の充足を求めるものであるが、分別管理が貫かれるので金銭信託より採算性は劣る。しかしこうした業務こそ信託本来の姿である。今後の信託経営がこれらの固有信託中心にシフトする場合、収益性との兼ね合いでいかなる組織体制を構築するかは重要な課題であると筆者は考える。

第二は金銭信託以外の諸業務が経営上有していた意義である。本書でとりあげられた諸業務の収益は、信託業務の場合は信託報酬に、担保附社債信託は担保附社債信託料に、そして不動産管理業務は不動産関係手数料となって信託会社の固有勘定利益を構成するが、公表利益には信託報酬や手数料として一括計上されて内訳は公表されていない。この内訳が判明しないと各業務の経営上の意義を把握することはできない。著者は三井信託につき『三井信託銀行三十年史』をもとに、金銭信託報酬、担保附社債信託料、証券引受料、有価証券信託報酬等を計算した結果、同社の場合、金銭信託以外の諸信託の信託報酬よりも引受手数料が多く、有価証券信託の信託報酬が不動産関係よりも多い、という収益寄与度を示している。

第三は委託者層の性格についてである。有価証券信託の顧客層は金銭信託の顧客層より格段に大きな個人資産家と考えられがちだが、著者の分析ではこの推測が成り立たないことが実証されている。これも重要な指摘である。また個人投資家は株式を中心に諸銘柄を管理信託し、法人は国債、地方債などを運用信託する姿が再確認されたという。

第四は委託者の信託利用の実態である。英米のように各種の財産を一括してトラスト・オフィサーに委託するような可能性は少なく、財産ごとに、あるいは目的ごとに別々の信託形態を選んでいく公算が大きいと推定されている。別言すると、銀行預金や証券投資の代わりに金銭信託を選んだ委託者が圧倒的であったという仮説が成り立つであろうと述べられている。

著者は、金銭信託以外の諸業務を考察した結果、これらの業務はごく一部の限られた資産家層へのサービスであり、日本信託業の発展にとってはあくまで従役的役割にとどまるものであって、それは間接的に金銭信託の主導的役割を浮上させる結果となったと述べている。

### 3. むすび

以上本書の概要を紹介したが、筆者の拙ない紹介が本書の適確な理解をそこねるものであるならば何卒ご海容賜わりたい。

最後に筆者の感想を以下紙幅の制約下簡単に述べてむすびとしたい。麻島教授は周知のとおり経営史学者であり、歴史家は実証を尊ぶ。麻島教授の業績は一貫して第一次史料による実証的分析であるが、本書においてもその研究手法は貫かれている。本書のもつ第一の価値はこの点にある。

信託に関する書物の多くは、麻島教授が指摘されるように、法律的解説書か実務解説書の類いである。このうち実務解説書の場合、古くからの業務で、あまり取扱いのないものについては孫引きになる可能性もなしとしないであろう。本書でとりあげられている諸業務についてとくにそのおそれは大きい。麻島教授の精力的な努力と克明な分析によって、これまで観念的にとらえられていた金銭信託以外の諸業務の実態がはじめて解明された。これが本書のもつ第二の価値である。この実態解明の結果、信託は大資産家層にのみ利用されるという定説は打ち破られたし、各種信託財産を同列に取り扱う慣習についても疑問が投げられた。これらの教訓は実証的歴史研究のもつメリットの一つでもある。

本書における分析手法はまことに精緻である。全体的把握から個別対象の位置付に進み、分析対象について帳票ベースでの分析を精密に進めるやり方は見事というほかない。日本信託業のなかでの傍流業務という日本信託業史研究の空白分野を埋めた功績は高く評価されなければならない。

しかしながら細部についてはいささか気になるところがないわけではない。ひとつは不動産信託・不動産代理業務の項で、不動産業における信託会社の役割を追求すると述べられているが、それらしい記述が見当たらないことである。動産信託については実績に乏しいために除外したとされているが、同業務は長い間「業務の種類および方法書」から除かれていたため取扱いができなかったはずである。また生命保険信託や有価証券信託が戦時体制下で急増する事情もいまひとつ不分明である。さらに不動産信託における不動産価額が何を指すのか明示されると理解がしやすい。細かい点では121頁の秋田信託における有価証券信託の萩原三太郎にかかる信託報酬率は掲記では11,000分の10なのに本文では年100分の1となっている。どちらかが誤記であろう。

以上愚見を呈したが、これらは本書の価値を損ずるような瑕疵となるものではない。

## 文 献 紹 介

本書は日本信託業史研究の欠落部分に踏みこんだ好著であり、日本信託業史研究に新しい金字塔を打ちたてた労作である。麻島教授の多年にわたる研鑽が結実し、研究が終着点に近づいたことに心からの祝福を申し上げる。なお望蜀の意見を述べることを許されるならば、この研究がさらに戦後まで延進され、終着点においては「会計検査業務」が付加されることである。社債の受託・引受けと会計検査との関係が解明されれば、日本信託業の歩みがいっそう明らかになるであろうと考えるからである。

(創価大学教授)

〔麻島昭一著『戦前期信託会社の諸業務』日本経済評論社、1995年、A 5 判、368頁、定価7,210円〕

